

第1編 総 則

第1章 計画の策定

第1節 計画の目的

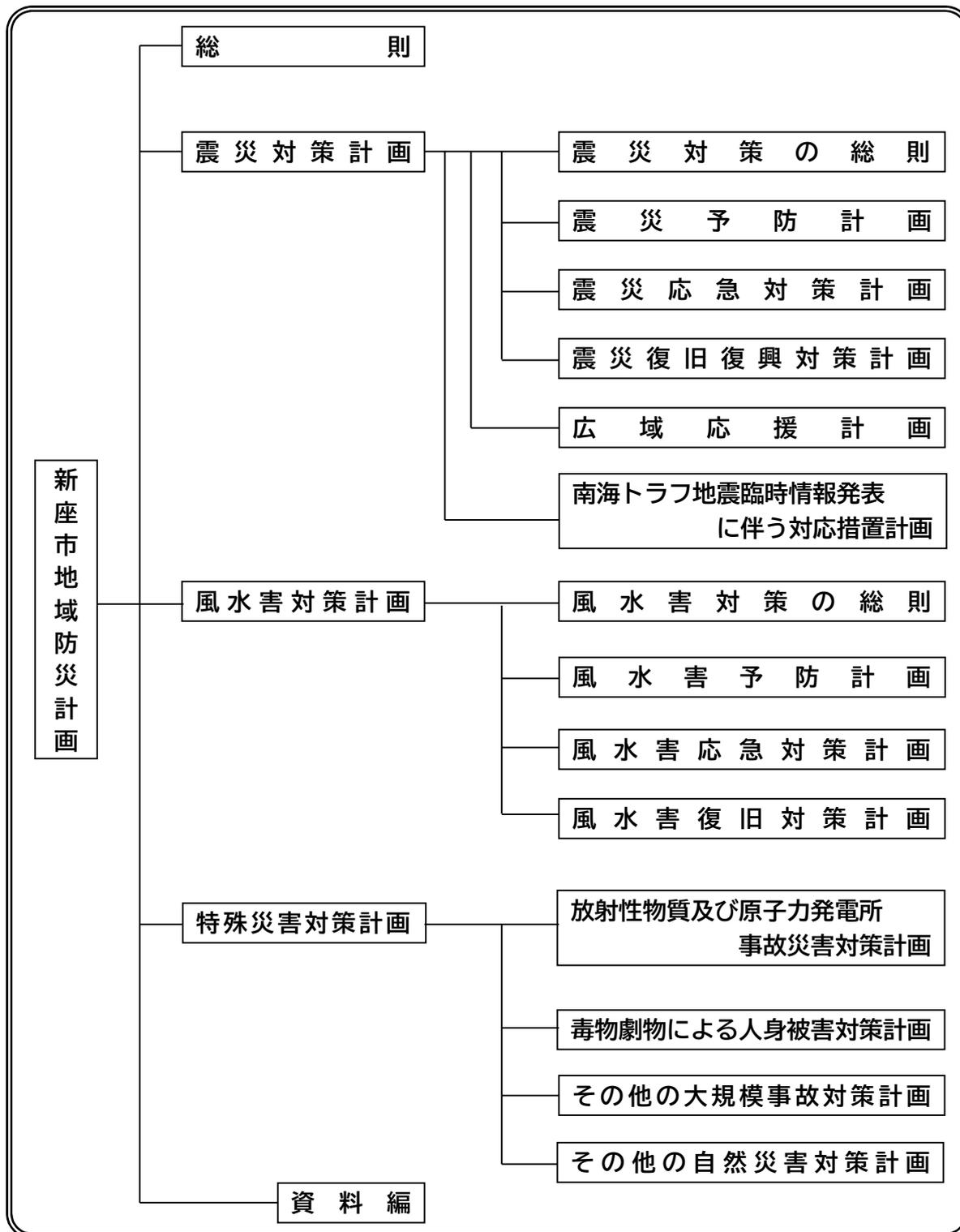
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定によって、新座市防災会議が作成する計画であり、新座市に係る防災に関し、本市及び関係機関が災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。

なお、令和7年度の一部修正において、本計画内の各表の時点修正を行ったが、平成30年に想定している第2編第1章第1節地震被害想定を変更するものではない。

第2節 計画の構成

この計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は、以下に示すとおりである。

■新座市地域防災計画の構成内容



第3節 計画の運用等

第1 平常時の運用

(1) 計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

① 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

② 施策・事業の計画の基本方針及び災害予防計画に基づく総合調整

各所属は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているか点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。

(2) 災害応急対策計画及び災害復旧対策計画等への習熟及び災害時活動マニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限にとどめるために応急活動を展開することになる。応急活動は災害応急対策計画、災害復旧対策計画に沿って行われることから、応急活動の成否は、これらの計画の適否及び各所属が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、計画の関係する箇所及び発災時にスムーズな計画運用を図るための災害時活動マニュアルについては、日頃から習熟しておく。

(3) 新座市防災会議への報告

各所属及び関係機関は、計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を適宜新座市防災会議に報告する。

第2 発災時の運用

発災時には、災害応急対策計画、災害復旧対策計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3 他の計画との関係

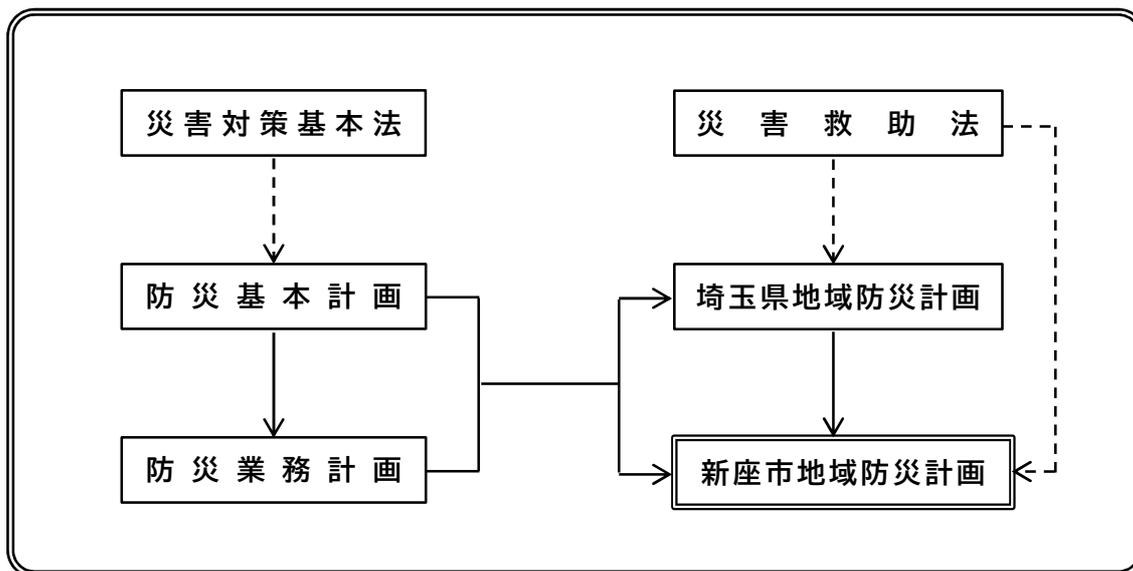
(1) 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、県地域防災計画と整合を図る。

(2) 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する救助のうち、同法第13条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

■新座市地域防災計画と他の計画との関係



第4 計画の修正

新座市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めるときは、速やかに修正する。

第5 計画の周知

防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

第4節 計画の基本方針

第1 新座市の総合計画

本市は、令和5年度（2023年度）を初年度とし令和14年度（2032年度）を目標年次とする第5次新座市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定した。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成されている。基本構想においては、新座市が、本市ならではの魅力によってこれからも暮らしに「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指し、その達成に向けた分野ごとの方針を示している。これを踏まえ、基本計画においてそれぞれの施策の方向性を示した上で、実施計画において具体的な事業の方向性を整理している。

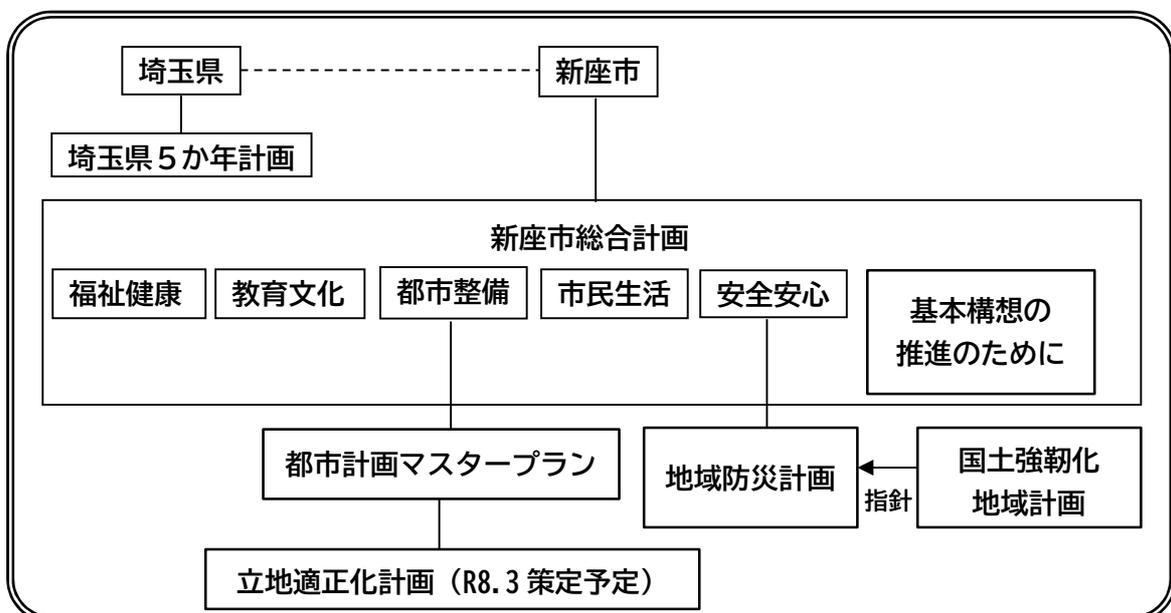
事業の推進に当たっては、別途策定した各種行政計画により進めており、地域防災計画は、総合計画の「安全安心」分野において、防災面からまちづくりを推進するための行政計画として位置付けられている。

総合計画では、新座市の令和14年度（2032年度）の都市像を

未来もずっと 暮らしに「プラス」が生まれる 豊かなまち 新座

として掲げている。

■新座市総合計画と地域防災計画との関係



本市では、将来への持続的な発展に向けた新たな都市づくりの方針として、新座市都市計画マスタープランを改定し、都市計画の側面から「防災都市づくりに関する基本方針」を定めている（「新座市都市計画マスタープラン」参照）。

また、令和8年3月策定予定の立地適正化計画においては、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に係る指針を定めている。

防災都市づくりに関する基本方針

(1)地震・火災対策

(2)土砂災害対策

(3)水害対策

(4)避難拠点の安全対策

(1)地震・火災対策

①災害に強い市街地の形成

- 建物の安全性を高めるため、引き続き建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。また、リフォームに合わせた耐震化や不燃化などの部分的な改修を促進します。
- 燃えにくい市街地の形成に向けて、木造率及び建物密集度の高い市街地、商業施設の集積地、緊急輸送道路の沿道、広域避難場所の周辺地区などを中心に、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。
- 住宅地においては、災害時における避難路の安全や消防活動区域の確保に向けて、狭あい道路※の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めるとともに、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。
- 防災空間となるオープンスペースの確保に向けて、身近な公園や児童遊園の整備を進めます。
- 市街地内の緑地や生産緑地地区などの農地は、災害時における一時的な退避場所や延焼遮断機能を有するオープンスペースといった、防災上においても重要な役割を担う地域資源であることから、引き続き保全に努めます。

②ライフラインの確保

- 緊急輸送道路など、緊急車両の通行や災害時の物資輸送上重要な道路では、災害時における道路機能の維持・確保に向けて、橋梁の計画的な点検及び予防保全型による維持・管理や、沿道建物の耐震化、電線類の地中化の推進について検討します。また、既存の市道において、緊急輸送に用いる道路の更なる指定を検討します。
- 上水道については、災害時による施設の被害を最小限にするため、定期的に点検・調査を行うとともに、新座市上水道第7次施設整備計画に基づき予防修繕と耐震化を進めます。
- 下水道については、災害時による施設の被害を最小限にするため、各施設の管理計画に基づく計画的な点検・調査、予防修繕・改築と耐震化を進めます。
- 大規模災害時における通信手段を確保・提供するため、市内の避難場所等を中心に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を進めます。

(2)土砂災害対策

- 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定範囲では、引き続き各法令に基づく安全対策を進めます。
- 土砂災害については、前兆現象もなく突然災害が起こる恐れがあることから、土砂災害警戒区域内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。
- 盛土造成地では、災害時における滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を実施し、調査の結果、危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進します。

(3)水 害 対 策

①総合的な雨水対策の見直し

- 近年、想定外の規模の台風や集中豪雨が全国的に発生している事象を踏まえ、国・県などの動向を見据えつつ、新座市雨水管理総合計画等に基づき、総合的な雨水対策の見直しを検討します。

②河川改修

- 一級河川の柳瀬川及び黒目川は、関係機関へ引き続き適正な維持・管理を要望します。
- 準用河川の中沢川は、引き続き適正な維持・管理を実施するとともに、更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。
- 中野川などの普通河川については、治水安全の維持・向上に向けた改修・整備を検討します。

③下水道(雨水)の整備

- 下水道(雨水)については、「荒川右岸流域関連新座公共下水道事業計画」に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進します。また、既存ストックを活用した溢水対策を推進します。

④雨水貯留・浸透機能の強化

- 降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせての雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における浸透性舗装を推進するとともに、民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。
- 農地や雑木林など保水機能を有するみどりは、防災上においても重要な役割を担う地域資源であることから、引き続き保全に努めます。

⑤被害の軽減に向けた取組

- 水害の危険性が高い地区では、被害の未然防止を図るため、宅地利用の抑制などを検討します。
- 大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、ICTやSNSなどを含む多様な手段を活用し迅速に情報提供を行うことで、市民の安全確保や被害の軽減を図ります。
- 洪水・土砂災害ハザードマップや内水ハザードマップの配布、ホームページへの掲載などにより、浸水想定区域や土砂災害の恐れがある箇所の周知、避難時の心得や留意点など、防災に関する市民への意識啓発を図ります。

(4)避難拠点の安全対策

- 避難場所など災害時に重要な役割を担う公共施設では、施設の安全確保に向けて、計画的な点検・予防修繕による維持・管理を進めるとともに、避難場所における設備などの充実を図ります。

第2 計画の基本理念

基本構想において示された本市の将来像及び都市計画マスタープランにおいて示された防災都市づくりの基本方針などを参考に、本市の地域防災計画におけるまちづくりの基本理念を以下のように設定する。



みんなが安心してらせるまちづくり

これにより、市民の生命、身体を守り、財産を保護する事はもとより、高齢者や障がいのある人に対しても安全に配慮したまちづくり（ハード面の整備）を行い、市民・行政等の防災関係機関の活動が有効に機能するための体制づくり（ソフト面の整備）を推進する。

さらに、国や県と連携し、広域的な支援・受援体制を整備し、大規模災害発生時の首都圏の復旧復興に寄与する。

また、市民一人ひとりが「**自らの安全は自ら守る**」という認識に立ち、地域の災害特性に応じた防災施策を積極的に推進するとともに、家庭における取組（家具転倒防止対策、家庭内備蓄等）を行うことにより、自助の意識を高め、地域の自主防災組織の活動（地域の防災訓練等）に参加することにより、共助の意識を高める。

第3 防災施策の大綱

「みんなが安心してくらするまちづくり」は、次の施策をもってその実現を図る。

みんなが安心してくらするまちづくり

防災都市づくりの推進 〔ハード面からの対応〕

都市計画マスタープランにおける災害に強いまちづくりを反映させたもので、災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川等の都市基盤を整備するとともに、建築物等の耐震不燃化、防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。また、新座市国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備える。

災害時に即応できる防災体制の整備 〔ソフト面からの対応〕

災害時における二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るため、市の緊急時の対応能力を強化するとともに、防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制を整備する。

自助・共助による防災体制の推進 〔行政と市民との協力〕

市民や事業所の日頃からの災害への備えと的確な災害時の対応が、被害を軽減する上で大きな力となる。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災会の育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、市民を主体とした防災体制の整備を推進する。

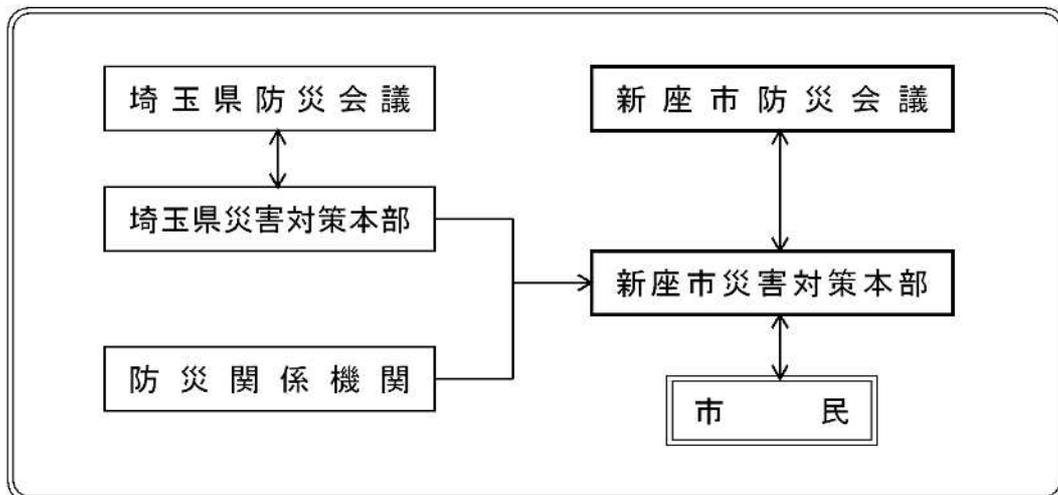
第2章 防災関係機関の役割分担

第1節 地域防災組織

第1 新座市地域防災組織

本市における防災組織とその位置付けは以下の図に示すとおりである。

■新座市防災組織関連図



第2 新座市防災会議

新座市防災会議は、災対法第16条及び新座市防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

『【資料編】第1.1「新座市防災会議条例」』参照

(1) 任務

- ① 新座市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 組織

新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。

なお、委員の委嘱等にあつては、多様なニーズを捉えるため、委員の割合に性別等の偏りが生じないように配慮し、ジェンダー視点によるこまやかな意見を積極的に取り入れる。

□新座市防災会議委員

委員の別	区分	所属	
		機関名	職名
会 長	—	新座市	市 長
1号委員	指定地方行政機関	さいたま労働基準監督署	署 長
2号委員	県 の 機 関	埼玉県さいたま農林振興センター	所 長
		埼玉県朝霞県土整備事務所	所 長
		埼玉県朝霞保健所	所 長
		埼玉県南西部地域振興センター	所 長
3号委員	警察の機関	新座警察署	署 長 警 備 課 長
4号委員	消 防 機 関	埼玉県南西部消防局	消 防 局 長
5号委員	教育委員会	新座市教育委員会	教 育 長
6号委員	消 防 機 関	新座市消防団	団 長
7号委員	市 の 機 関	新座市	副 市 長 総 合 政 策 部 長 総 務 部 長 財 政 部 長 市 民 生 活 部 長 総 合 福 祉 部 長 こ ども 未 来 部 長 い き い き 健 康 部 長 ま ち づ くり 未 来 部 長 イ ン フ ラ 整 備 部 長 危 機 管 理 監 者 会 計 管 理 者 教 育 総 務 部 長 学 校 教 育 部 長 議 会 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 監 査 委 員 会 事 務 局 長 そ の 他 市 職 員
8号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関	NTT東日本(株)埼玉事業部	
		東武鉄道(株)志木駅	
		東京電力パワーグリッド(株)志木支社	
		東日本旅客鉄道(株)東所沢駅	
		東京ガス(株)埼玉支社	
		東武バスウエスト(株)新座営業事務所	
		西武バス(株)新座営業所	
		日本通運(株)埼玉支店	
日本郵便(株)新座郵便局			
9号委員	自主防災組織を構成する者 又は 学識経験のある者	新座市商工会女性部	
		新座市婦人会連合会	
		新座市町内会連合会	
		新座市防災組織連絡協議会	
		(一社)朝霞地区医師会	
(一社)朝霞地区歯科医師会			

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

本市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、又は協力する。
 なお、災害救助法の適用後は、同法第13条に基づき災害救助に当たる。

市	事務又は業務の大綱
新 座 市	1. 災害対策の組織の整備並びに訓練に関する事。 2. 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関する事。 3. 防災に必要な物資及び資材の整備、備蓄及び管理に関する事。 4. 避難の指示等に関する事。 5. 水防、消防その他の応急措置に関する事。 6. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関する事。 7. 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 8. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策に関する事。 9. 災害復旧復興に関する事。 10. その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事。 11. 管内の公共的団体、事業所及び自主防災会の指導育成に関する事。

第2 消防機関

消防機関	事務又は業務の大綱
埼玉県南西部 消防局 TEL048-460-0119	1. 消防施設、消防局体制の整備に関する事。 2. 救助及び救援施設、体制の整備に関する事。 3. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。 4. 消防知識の啓発、普及に関する事。 5. 火災発生時の消火活動に関する事。 6. 水防活動の協力、援助に関する事。 7. 被災者の救助、救援に関する事。 8. 災害に関する情報の収集、伝達及び調査に関する事。

第3 県の機関

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2. 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の伝達等及び避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第4 警察の機関

警察の機関	事務又は業務の大綱
新座警察署 TEL048-482-0110	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2. 警告及び避難誘導に関すること。 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4. 交通の秩序の維持に関すること。 5. 犯罪の予防検挙に関すること。 6. 行方不明者の搜索と検視及び死体の調査に関すること。 7. 漂流物等の処理に関すること。 8. その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
さいたま労働 基準監督署 Tel048-600-4803	1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。
熊谷地方気象台 Tel048-521-5858	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行うこと。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

第6 自衛隊

自衛隊	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （さいたま市） Tel048-663-4241 （内466）	1. 災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （3）埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。 2. 災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （2）災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

指定公共機関	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 新座郵便局 Tel0570-090-029	1. 災害地における郵便葉書及び郵便書簡の無償交付又はゆうちょ銀行の貯金、かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約の非常取扱いに関する事。こと。
東日本旅客鉄道(株) 東所沢駅 Tel04-2944-6910	1. 鉄道施設等の安全確保に関する事。こと。 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。こと。
日本貨物鉄道(株) 新座貨物ターミナル駅 Tel048-479-4060	1. 鉄道施設等の安全確保に関する事。こと。 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。こと。
NTT東日本(株)埼玉事業部 Tel048-626-6623	1. 電気通信設備の整備に関する事。こと。 2. 災害時における重要通信の確保に関する事。こと。 3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。こと。
東京電力パワーグリッド(株) 志木支社 (コンタクトセンター)Tel0120-995-007	1. 電力施設等の建設及び安全確保に関する事。こと。 2. 災害時における電力供給に関する事。こと。
日本通運(株) 埼玉支店 Tel048-822-1111	1. 災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。こと。
東京ガスグループ 【東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)】 Tel048-862-8651	1. ガス供給施設(製造施設も含む。)の建設及び安全保安に関する事。こと。 2. ガスの供給の確保に関する事。こと。
日本赤十字社埼玉県支部 Tel048-789-7109 (日赤新座市地区) Tel048-424-4693	1. 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く。)に関する事。こと。 2. 義援金の募集、受付及び配分に関する事。こと。

第8 指定地方公共機関

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
東武鉄道(株)志木駅 Tel048-471-0047	1. 鉄道施設等の安全確保に関する事。こと。 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。こと。
東武バスウエスト(株) 新座営業事務所 Tel048-477-3934(代)	1. バス施設等の安全確保に関する事。こと。 2. 災害時におけるバス車両等配車に関する事。こと。

第8 指定地方公共機関（つづき）

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
西武バス(株)新座営業所 Tel048-481-2525(代)	1. バス施設等の安全確保に関する事 2. 災害時におけるバス車両等配車に関する事
国際興業(株)西浦和営業所 Tel048-865-2250(代)	1. バス施設等の安全確保に関する事 2. 災害時におけるバス車両等配車に関する事
埼玉県トラック協会 朝霞支部（清水運輸(株)） Tel048-475-9071	1. 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関する事

第9 その他協力機関

その他協力機関	事務又は業務の大綱
あさか野農業協同組合 Tel048-451-1122	1. 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2. 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3. 罹災農家に対する融資あっせんに関する事 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保あっせんに関する事 5. 農産物の需給調整に関する事
新座市商工会 Tel048-478-0055(代)	1. 商工業関係被害調査に関する事 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事 3. 救助用物資や復旧資材の確保についての協力あっせんに関する事
新座市建設業防災協力会	1. 道路、橋梁、河川の応急災害対策活動の協力に関する事 2. 災害時における土木活動の協力に関する事
新座市建設業防災協会	1. 道路、橋梁、河川の応急災害対策活動の協力に関する事 2. 災害時における建設活動の協力に関する事
新座市造園業防災協力会	1. 災害時における応急災害対策活動の協力に関する事 2. 災害時における土木活動の協力に関する事
新座市指定水道工事店 防災協力会	1. 上水道被災施設の復旧工事の協力に関する事 2. 被災地緊急給水の協力に関する事
新座市電設防災協力会	1. 災害時における電気設備等の復旧活動の協力に関する事

第9 その他協力機関（つづき）

その他協力機関	事務又は業務の大綱
朝霞地区医師会	1. 災害時における医療、助産及び救護活動の協力に関する こと。
朝霞地区歯科医師会	1. 災害時における歯科医療及び救護活動の協力に関する こと。
朝霞地区薬剤師会	1. 災害時における医薬品の調達・供給及び救護活動の協力 に関すること。
埼玉県獣医師会南支部	1. 災害時における動物救護活動の協力に関すること。
新座市防犯・暴力排除 推進協議会	1. 災害時における防犯の協力に関すること。
新座市防火安全協会	1. 災害時における防火の協力に関すること。
新座市社会福祉協議会 Tel048-480-5705	1. 被災者の救護、義援物資の配分等の協力に関すること。 2. 災害時ボランティア活動の窓口業務に関すること。
新座市交通安全協会	1. 災害時における交通規制の協力に関すること。
新座地区 安全運転管理者協会	1. 災害時における安全運転教育に関すること。
新座市指定下水道工事店	1. 下水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。
病院等の経営者	1. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。 2. 罹災時の病人等の収容、保護に関すること。 3. 避難設備の整備と避難訓練の実施に関すること。
学校法人	1. 避難設備の整備と避難等の訓練に関すること。 2. 罹災時における教育対策に関すること。 3. 罹災施設の災害復旧に関すること。
清掃業者	1. 災害時における清掃活動の協力に関すること。
婦人会等	1. 応急対策の協力に関すること。
金融機関	1. 罹災事業者に対する事業資金の融資に関すること。

第3章 市民、自主防災会及び事業者の基本的責務

本市は、日頃から災害に強いまちづくりを推進していくとともに、災害時に即応できる防災体制の整備を行う必要がある。

しかしながら、広域的な大規模災害の場合、本市及び防災関係機関の対応能力には限界がある。

そこで、市民及び自主防災会は、「自らの安全は自らが守る」という防災活動の原点に立って、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身に付け、また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業者は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保する。加えて、特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市等が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の修得
- ② 地域固有の災害特性の理解と認識
- ③ 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
- ④ ブロック塀等の改修及び生け垣化
- ⑤ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ⑥ 避難場所、避難経路の確認
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑧ 各種防災訓練への参加
- ⑨ 災害教訓の伝承

第2 災害発生時に実施が必要となる事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 適切な避難の実施
- ④ 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2節 自主防災会の果たす役割

町内会などにより組織化された自主防災会が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及、啓発
- ② 避難場所、避難経路の確認
- ③ 地区内の避難行動要支援者の把握
- ④ 消火訓練の実施
- ⑤ 避難誘導訓練の実施(特に避難行動要支援者に配慮)
- ⑥ 救援救護訓練の実施
- ⑦ 防災用資機材の備蓄、管理

第2 災害発生時に実施が必要となる事項

- ① 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- ② 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
- ③ 人員の確認、地域住民の避難誘導
- ④ 避難行動要支援者の保護、安全確保
- ⑤ 負傷者の救護
- ⑥ 避難所開設への協力
- ⑦ 市と協力して避難所運営活動の実施
- ⑧ 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- ⑨ 救援物資の受入れ、配分
- ⑩ 食料、飲料水の調達、配分
- ⑪ 防災用資機材の活用

第3節 事業者の果たす役割

事業者が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- ① 防災責任者の育成
- ② 建築物の耐震化の促進
- ③ 施設、設備の安全管理
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 従業員に対する防災知識の普及
- ⑥ 自衛消防隊の結成と防災計画及び避難確保に関する計画の作成
- ⑦ 地域防災活動への参加、協力
- ⑧ 防災用資機材の備蓄、管理
- ⑨ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑩ 広告、外装材等の落下防止措置

第2 災害発生時に実施が必要となる事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達
- ② 出火防止措置、初期消火の実施
- ③ 従業員、利用者等の避難誘導
- ④ 応急救助・救護
- ⑤ ボランティア活動への支援
- ⑥ 市等が実施する施策への協力

第4章 新座市の防災環境

第1節 災害履歴

第1 地震災害

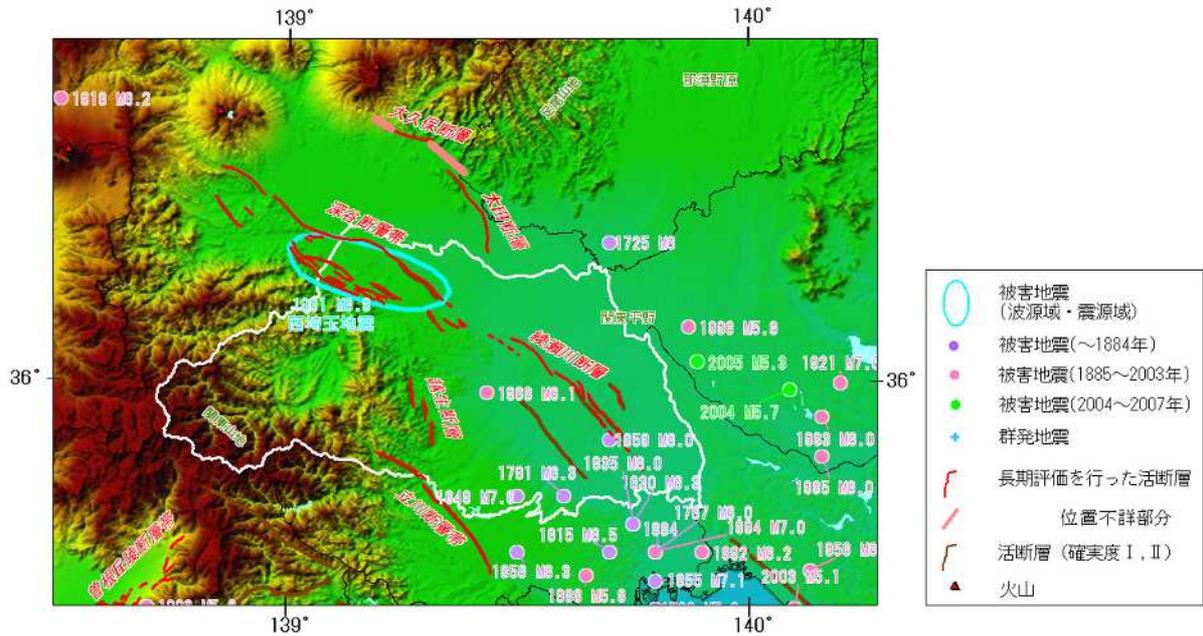
埼玉県周辺の活断層を図に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区別することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な114の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

また、本市の地震災害の履歴については、新座市史等、本市の資料には見当たらないが、隣接する志木市の記録では、安政江戸地震による引又地区の土蔵の被害、関東大震災による宗岡村の全半壊50戸の被害が報告されている。これらの地震被害によると、志木市では、宗岡地区等、荒川及び新河岸川沿いの低地に被害が集中していると言える。液状化による被害についても、関東大震災時には羽根倉橋上流側から秋ヶ瀬橋付近にかけての荒川沿いの河川敷で発生しており、詳しい被害状況は明らかでないが、荒川沿いの軟弱な地盤が分布する範囲では液状化が発生するものと考えられる。

以上から、本市では過去において埼玉県下に大きな被害をもたらした地震の発生に際しても、特記すべき大きな被害の発生はなかったと考えられる。



出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」令和7年5月、埼玉県防災会議

□地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	我が国の主な活断層における想定的评价(※)(ランク)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0%~0.1%	ほぼ0%~0.2%	ほぼ0%~0.5%	0.2-0.6	10,000年~25,000年程度 約6,200年前以後~約5,800年前以前
綾瀬川断層(鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1-0.3	45,000年~71,000年程度 約15,000年前以後~約9,000年前以前
綾瀬川断層(伊奈-川口区間)	7.0程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
立川断層帯	7.4程度	A*ランク	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	0.9-2.0	10,000年~15,000年程度 約20,000年前以後~13,000年前以前
越生断層	6.7程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
荒川断層	活断層ではないと判断される。						

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」令和7年5月、埼玉県防災会議

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

□埼玉県に大きな被害をもたらした主な地震

発生年月日	M	緯度	経度	深さ (km)	震央距離 (km)	速度震幅 (kine)	震源地域
818. 7. 7	7.5	36.50	139.50	—	73	5.14	関東諸国
<p>【被害記述】 相模・武蔵・下総・日立・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。</p>							
1855.11.11	6.9	35.65	139.80	—	26	6.91	江戸
<p>【被害記述】 激震地域は江戸の下町で民家の倒壊は14,346件、土蔵の倒壊は1,410件。地震の出火による焼失面積は0.22km×10kmに及んだ。死者は1万人位であろう。埼玉県では、荒川沿いに熊谷辺りまで、土手割れ、噴泥砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52か村の村ごとの被害率9～73%。ほとんどが液状化による被害と考えられる。</p>							
1894. 6. 20	7.0	35.70	139.80	—	22	9.00	東京湾北部
<p>【被害記述】 被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24人、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316ヶ所。埼玉県では南部で被害があった。飯能では山崩れ、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25、南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。</p>							
1923. 9. 1	7.9	35.20	139.30	—	79	8.10	関東南部
<p>【被害記述】 死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。埼玉県の被害、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。</p>							
1931. 9. 21	6.9	36.15	139.23	0	24	1.11	埼玉県中部
<p>【被害記述】 埼玉県の被害、死者11名、負傷者114名、全壊家屋172軒、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。</p>							
2011. 3. 11	9.0	38.62	142.51.6	24	—	—	三陸沖
<p>【被害記述】 東北地方を中心に死者15,883名、負傷者6,144名、行方不明者2,676名。(埼玉県) 最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊194軒、一部破損16,161棟、火災発生12件。</p>							

第2 風水害

本市は、農村時代の昔から災害の少ない地域であったが明治5年の柳瀬川右岸水防組合設立の記録から、この地域に多少災害があったことを伺わせる。昭和29年に柳瀬、中野、竹間沢の3か町村にわたる左岸水防組合が設立されたことは、柳瀬川のような中河川においても水防が重要になったことを示している。

戦時中は河川工事がほとんど放置されていた。そのつけが戦後のカスリン台風（昭22）、アイオン台風（昭23）、キティ台風（昭24）などによる関東一帯の大小河川の大水害となって表れた。

昭和28年建設省は国土保全10カ年計画をつくり、支流小河川を含む強力な治水対策を行った。そのため終戦直後の毎年のような大災害は減ったものの、狩野川台風（昭33）、4号台風（昭41）など大型の台風の来襲では、柳瀬川、黒目川の谷底平野ではかなりの範囲にわたり浸水の被害を受けた。

本来、洪水の調節能力を持つべき水田が宅地化したことによってその機能を失うばかりではなく、道路の舗装化等で表流水は短時間に流出し、宅地化に追いつかない下水施設の不備から下水があふれた。そして、台風23号（昭46）による床上浸水65戸（うち栗原住宅25戸）、床下浸水218戸（うち栗原住宅94戸）、台風25号（昭46）による床下浸水5戸、台風29号（昭46）による床上浸水18戸、床下浸水14戸という被害が続出した。河川改修の遅れがこのような悪循環を繰り返すことになった。

昭和50年頃以降、黒目川の河川改修が逐次行われ、現在では暫定改修（50mm/h）が完了している。

したがって、本川の破堤、いっ水はないと思われるが、住宅地における内水氾濫は、今後も局地的に発生するものと思われる。

平成3年18号台風により、黒目川の栗原一丁目の一部に内水氾濫があったことが記録されている。栗原付近では、昭和33年、41年の水害以降も毎年のように床上、床下浸水を繰り返したが、河道の改修以後、ここ数十年は本川のでいっ水による被害はなくなった。

なお、黒目川と落合川の合流点付近（東久留米市）に建設された調整池により、従来の30mm/hから50mm/hに耐えられるようになった。

令和元年東日本台風は、静岡県や関東地方、甲信越地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

埼玉県内では、荒川水系の越辺川（川越市・東松山市）や都幾川（東松山市）が決壊、また、新河岸川（川越市）や柳瀬川（所沢市）など多くの河川においていっ水・越水の氾濫が確認されている。

本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1,300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。

令和5年、令和6年は、市内で集中豪雨による浸水被害（内水氾濫）が発生し、局地的に道路冠水、床下・床上浸水が確認された。

第2節 自然環境の特性

第1 位置

本市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.78km²を有している。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接し、地域の半分が東京都に接する、武蔵野の面影を残す数少ない都市である。

第2 地形

本市は、武蔵野台地と呼ばれるほぼ平坦な台地上に位置している。この平坦な台地を南西から北東に流れて新河岸川に注ぐ北の柳瀬川と南の黒目川が台地を開析し、それぞれ低い段丘と谷底平野を形成している。

市域の主部が位置する台地は別称「野火止台」とも呼ばれ、柳瀬川から西北部は「所沢台」、黒目川から東南部は「朝霞台」とも呼ばれている。

第3 地質

本市及び周辺の地質は、大部分関東平野を構成する第四系（第四紀）の地質から成り立っている。本地域を含めて、武蔵野台地は、関東山地を侵食して流れた諸河川のうち、古多摩川の流域にあたり、大部分は古多摩川によって運搬されてきた砂礫層やシルト層・泥層から構成されている。

武蔵野台地は海水準の低下に伴い、侵食が進み、形成時期の違いでいくつかの地形面を作っている。離水（海水準の低下や土地の隆起で土地が相対的に高くなること。）した地形面上には関東ロームと呼ばれる火山灰などが重なっており、離水時期の違いによって関東ローム層の層厚も異なっている。

本地域は地形も地質も北北東にやや傾斜している。これは埼玉県加須市付近を中心に沈降し関東の周辺部が相対的に隆起したいわゆる「関東造盆地運動」によるものと考えられる。

第4 河川

本市の南東側には黒目川が、北西側には柳瀬川が流れており、両河川は新河岸川を経て荒川へと注いでいる。

第3節 社会環境の特性

第1 人口

(1) 人口の推移

本市の前身である新座町は、町村合併促進法により昭和30年3月、大和田町と片山村が合併して誕生した。合併当時11,700人であった人口は、その後、都市化とともに急増し、昭和45年には73,450人に増加した。同年11月1日に市制が施行された後も人口は順調に増加し、令和6年10月1日現在、世帯数80,223世帯、人口166,407人となっている。

一世帯当たりの平均人員は、昭和40年には3.70人であったがその後徐々に低下し、令和6年には2.07人となっている。

人口密度は、市制が施行された昭和45年に3,209人/km²であったが、その後増加し、令和6年には7,305人/km²となっている。

□人口の推移

[各年10月1日現在]

年次	世帯数	人 口			一世帯 平均人員	人口密度 (人/km ²)
		計	男	女		
昭和30年	2,164	11,700	5,857	5,843	5.41	511
昭和35年	2,693	13,279	6,712	6,567	4.93	580
昭和40年	9,135	33,779	17,711	16,068	3.70	1,476
昭和45年	22,181	73,450	37,278	36,172	3.31	3,209
昭和50年	32,148	105,094	53,209	51,885	3.27	4,591
昭和55年	36,708	117,751	59,734	58,017	3.21	5,144
昭和60年	40,988	127,533	64,407	63,126	3.11	5,572
平成元年	45,500	136,596	69,169	67,427	3.00	5,967
平成5年	49,723	140,675	71,408	69,267	2.83	6,170
平成10年	55,546	148,218	75,319	72,899	2.67	6,501
平成15年	59,589	151,179	76,583	74,596	2.54	6,631
平成20年	65,555	156,934	79,049	77,885	2.39	6,883
平成25年	69,628	162,366	81,428	80,938	2.33	7,121
平成30年	72,604	165,434	82,751	82,683	2.29	7,262
令和2年	75,586	166,220	82,874	83,346	2.20	7,297
令和3年	77,312	166,218	82,704	83,514	2.15	7,297
令和4年	77,994	165,795	82,471	83,324	2.13	7,278
令和5年	79,011	165,876	82,518	83,358	2.10	7,282
令和6年	80,223	166,407	82,843	83,564	2.07	7,305

注) 昭和30年は国勢調査人口、昭和35年以降は住民登録人口である。

資料) 総理府「国勢調査報告」、市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」

(2) 人口密度

本市の町別人口密度を以下に示す。

人口密度が最も高いのは新座で165.4人/haとなっている。以下、高い順に、東北、栗原、東、栄、新堀、石神、野寺、北野、片山（以上、1ha当たり100人以上）となっている。最も低いのが中野で7.9人/ha、次に低いのが本多となっている。

□町別人口密度

[令和6年10月1日現在]

町名	面積(ha)	地区人口(人)	人口密度	ブロック人口	
畑中	115.8	9,738	84.1	15,526	第1
馬場	126.4	5,788	45.8		
栄	68.0	9,399	138.2	24,662	第2
池田	55.3	3,134	56.7		
道場	42.6	1,611	37.8		
堀ノ内	78.2	1,552	19.8		
片山	73.0	7,504	102.8		
新塚	62.9	1,462	23.2		
石神	78.0	9,343	119.8	32,849	第3
栗原	88.0	13,631	154.9		
野寺	88.0	9,875	112.2		
西堀	104.6	6,373	60.9	18,107	第4
新堀	78.0	10,486	134.4		
本多	93.1	1,248	13.4		
あたご	55.6	1,493	26.9	14,120	第5
菅沢	82.1	1,469	17.9		
野火止(1~4丁目)	265.2	11,158	42.1		
大和田	178.2	9,305	52.2	17,662	第6
中野	73.7	584	7.9		
新座	47.0	7,773	165.4		
北野	64.0	6,996	109.3		
東北	51.0	8,072	158.3	22,097	第7
東	47.0	7,029	149.6		
野火止(5~8丁目)	222.0	21,384	96.3	21,384	第8
その他	40.3	—	—	—	—
合計	2278.0	166,407	—	166,407	—

資料) 市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」

(3) 市外への就業者及び通学者数(昼夜人口)

本市の昼夜人口、及び流入・流出人口は以下のとおりである。

本市の昼夜人口の差は、平成7年に29,441人で、平成12年に27,057人まで減少し、令和2年には19,952人に減少している。

令和2年の国勢調査によると本市の就業者及び通学者の総数は79,992人、そのうち市外で就業・通学する人は52,200人と全体の65.2%を占めている。市外のうち就業・

通学先で最も多いのが東京都で、32,618人と市外で就業・通学する人の約62%を占めている。そのため、東京都やその周辺で昼の時間帯に大規模地震が発生した場合、本市の多くの就業者及び通学者は帰宅困難者となる可能性がある。

□昼夜人口

[各年10月1日現在]

年次	昼間人口 (A)	流入人口			流出口			夜間人口 (B)	昼夜人口 差(B-A)
		計	就業者	通学者	計	就業者	通学者		
平成7年	114,750	31,326	23,126	8,200	60,767	51,423	9,344	144,191	29,441
平成12年	122,124	30,672	22,862	7,810	57,729	50,614	7,115	149,181	27,057
平成17年	127,534	31,357	23,968	7,389	55,996	49,609	6,387	152,173	24,639
平成22年	136,828	31,562	23,749	7,813	53,511	47,213	6,298	158,777	21,949
平成27年	138,995	31,607	23,931	7,676	54,734	48,469	6,265	162,122	23,127
令和2年	146,065	30,920	24,619	6,301	50,872	45,945	4,927	166,017	19,952

注) 流入・流出口は15歳未満の通学者を含む。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

□常住地による15歳以上就業者及び通学者数

[令和2年10月1日現在]

常住地による従業地・通学地	総数	就業者	通学者
総数	79,992	73,463	6,529
市内で従業・通学	25,288	23,631	1,657
自 宅	6,551	6,551	—
自 宅 外	18,737	17,080	1,657
市外で従業・通学	52,200	47,569	4,631
県 内	18,194	15,749	2,445
朝 霞 市	3,480	3,219	261
さいたま市	2,054	1,699	355
所 沢 市	2,058	1,744	314
和 光 市	1,449	1,314	135
志 木 市	1,352	1,176	176
そ の 他	7,801	6,597	1,204
県 外	34,006	31,820	2,186
東 京 都	32,618	30,590	2,028
練 馬 区	4,272	4,193	79
豊 島 区	2,712	2,400	312
千代田区	2,905	2,756	149
新 宿 区	2,667	2,494	173
板 橋 区	1,728	1,575	153
そ の 他	18,334	17,172	1,162
神 奈 川 県	685	684	72
千 葉 県	394	432	51
その他の都道府県	309	274	35

注) 総数には不詳を含む。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

(4) 要配慮者人口

災害が発生した時に避難行動や避難生活において特に配慮が必要となる高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は、一般的に「要配慮者」とされる。

本市における要配慮者の人口は以下のとおりである。

① 高齢者人口

本市の高齢者（65歳以上）の人口は、令和6年9月1日現在で42,526人となっている。

市内の町別高齢者率は、中野が最も高く37.9%、以下、順に本多、あたご、新座、堀ノ内、道場、菅沢となっている。

また、市内の町別高齢者数は、野火止が7,732人と最も多く、以下、順に栗原、栄、新座、石神、野寺、新堀となっている。

□町別高齢者数と高齢者率

[令和6年9月1日現在]

町名	地区人口(人)	64歳以下	65～79歳	80歳以上	高齢者率
畑中	9,731	7,274	1,666	791	25.2%
馬場	5,786	4,426	902	458	23.5%
栄	9,407	6,487	1,737	1,183	31.0%
池田	3,134	2,306	485	343	26.4%
道場	1,612	1,066	295	251	33.9%
堀ノ内	1,555	991	292	272	36.3%
片山	7,515	5,524	1,279	712	26.5%
新塚	1,468	1,465	3	0	0.2%
石神	9,348	6,527	1,742	1,079	30.2%
栗原	13,630	10,422	2,109	1,099	23.5%
野寺	9,901	7,115	1,742	1,044	28.1%
西堀	6,376	4,918	903	555	22.9%
新堀	10,492	7,846	1,813	833	25.2%
本多	1,247	778	311	158	37.6%
あたご	1,503	947	304	252	37.0%
菅沢	1,472	973	335	164	33.9%
野火止	32,580	24,848	5,023	2,709	23.7%
大和田	9,272	7,345	1,291	636	23.7%
中野	580	360	112	108	37.9%
新座	7,791	4,951	1,660	1,180	36.5%
北野	6,951	5,504	907	540	20.8%
東北	7,998	6,586	994	418	17.7%
東	7,057	5,195	1,014	822	26.1%
合計	166,380	123,854	26,919	15,607	25.6%

② 乳幼児人口

本市の乳幼児（6歳以下）の人口は、令和7年4月1日現在7,907人となっている。

③ 障がい者人口

本市における障がい者の数を、障がい者手帳の交付状況から見ると、令和7年4月1日現在、身体障がい者が3,982人、精神障がい者が2,306人、知的障がい者が1,225人となっている。

□障がい者手帳交付状況

年度	身体障がい					
	総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい
令和3年度	4,161	281	329	60	2,077	1,414
令和4年度	4,243	292	335	58	2,087	1,471
令和5年度	4,132	284	326	58	2,011	1,453
令和6年度	4,089	288	325	53	1,968	1,455
令和7年度	3,982	288	326	53	1,895	1,420

年度	精神障がい	知的障がい
令和3年度	1,838	1,049
令和4年度	1,970	1,106
令和5年度	2,134	1,153
令和6年度	2,234	1,189
令和7年度	2,306	1,225

資料) 障がい者福祉課

④ 外国人人口

本市に居住している外国人は、令和6年9月1日現在4,788人となっている。

□国籍別外国人人口の推移

[各年9月1日現在]

年次	中国	バトナム	フィリピン	韓国・北朝鮮	ネパール	インドネシア	アメリカ	台湾	ミャンマー	その他	合計
令和4年	1,192	751	540	410	139	103	96	74	67	503	3,875
令和5年	1,227	874	539	383	177	170	108	78	99	521	4,205
令和6年	1,338	1,012	579	386	198	261	113	82	181	612	4,788

資料) 市民課

第2 建物

建築基準法の耐震基準は、それぞれの時代に発生した地震による被害についての技術的知見を踏まえて改正が行われており、その中でも昭和56年に、現在でも基準とされている「震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7に達する程度の大規模地震でも倒壊等はない」ということを目標とする新耐震基準を義務付ける改正が行われた。

この基準を満たした住宅は、阪神・淡路大震災においても、それ以前の旧耐震基準の住宅に比べ被害が少なかった。

本市の住宅は、令和3年3月31日時点において、合計69,180戸あり、そのうち旧耐震基準は12,035戸で全体の17.4%を占めている。そのなかでも、耐震性が不足しているものは5,244戸あり、全体の7.4%を占めている。

□住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成25年10月1日	14,560	5,793	8,766	51,010	65,570	91.5%
平成30年10月1日	13,310	5,375	7,935	54,010	67,320	92.2%
令和2年3月31日	12,460	5,288	7,172	56,100	68,560	92.5%
令和3年3月31日	12,035	5,244	6,791	57,145	69,180	92.6%

資料) 建築審査課

注) 令和7年度は、資料の参照先である「新座市建築物耐震改修促進計画」が終期を迎え、同計画を見直し中であることから、本頁内で数値等の時点修正は行っていない。

第3 交通

(1) 道路

本市には、関越自動車道が本市の南側を北西に向かって横断している。市内にインターチェンジはないが、新座料金所が設けられている。また、国道 254 号が関越自動車道の北側を平行して横断している。本市の北西部を国道 463 号が縦断しており、関越自動車道の所沢インターチェンジと国道 254 号とを結んでいる。また、志木街道（県道）と片山県道がほぼ平行に本市を縦断しており、その間を、平林寺大門通り（主要地方道）と水道道路（主要地方道）が平行して通っている。

□道路現況

[令和7年4月1日現在]

区分	路線数	総延長 (m)	路面内訳(m)		幅員(m) (最小～最大)
			舗装道	砂利道	
国 道	2	5,746	5,746	—	(18.00～34.40)
県 道	8	18,969	18,969	—	(4.00～24.30)
市 道	1,829	338,540	307,811	14,040	4.68
計	1,839	363,255	332,526	14,040	—

資料) 道路管理課

(2) 鉄道

本市では、市内を走行する東武東上線とJR武蔵野線、また、隣接市を走行する西武池袋線が市民の足として利用されている。

東武東上線志木駅の旅客状況、新座駅及び新座貨物ターミナル駅の旅客及び貨物の状況は以下に示すとおりである。

□志木駅旅客利用状況

[令和7年4月1日現在]

年度	旅 客 (人)			
	乗 車		降 車	
	総数	1日平均	総数	1日平均
令和2年度	14,087,142	38,595	14,101,527	38,635
令和3年度	15,287,803	41,884	15,300,271	41,918
令和4年度	16,467,315	45,116	16,488,433	45,174
令和5年度	17,141,253	46,834	17,188,753	46,964
令和6年度	17,461,152	47,839	17,527,491	48,021

資料) 東武鉄道株式会社鉄道事業本部

□新座駅及び新座貨物ターミナル駅 [令和7年4月1日現在]

年度	旅客乗車（人）		貨物（t）	
	総数	1日平均	発送	到着
令和元年度	7,742,745	21,213	297,458	710,254
令和2年度	5,211,105	14,277	269,752	591,288
令和3年度	6,205,000	17,000	265,026	643,902
令和4年度	7,035,740	19,276	269,197	592,033
令和5年度	7,368,620	20,188	257,848	567,977

資料) 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社、日本貨物鉄道株式会社関東支社

注) 旅客降車数は、調査されていない。

(3) 橋梁

本市には黒目川、柳瀬川、中沢川及び野火止用水が流れており、それらに架かる橋梁の現況は以下に示すとおりである。

□延長別橋梁現況 [令和7年4月1日現在]

区分	総数		石橋及びコンクリート橋		鋼橋		
	25m未満	25m以上	25m未満	25m以上	25m未満	25m以上	
橋数	29	24	22	12	7	12	
橋延長(m)	117.2	1,025.7	84	474.9	33.2	547.8	
橋面積(m ²)	554.21	6,193.24	483.67	3,187.95	70.54	3,005.29	
幅員(m)	最大	11.3	16.0	11.9	16	4.0	11.5
	最小	1.3	1.5	3.5	1.5	1.5	2.5

注) この表は、河川、水路、道路に架かる橋梁を示す。

資料) 道路管理課、道路河川課

第4 土地利用

(1) 土地利用の変遷

明治以来、柳瀬川流域（大和田町）と黒目川流域（片山村）に広く耕作されていた水田が、近年、都市化の影響により宅地化が進み、平成3年にはついに市内の水田は皆無となった。江戸時代の新田開発に伴う野火止用水の開発により、台地上の畑作は、時代を経ても大きく変わることなく近郊農業の役割を果たしてきたが、近年の宅地化の波により次第に減少する傾向にある。

現在、本市の地目別土地面積の中で最も大きいのが宅地で、その割合は市総面積の46.8%を占めている。次に大きいのが雑種地で24.3%、次が畑の14.7%となっている。過去5年間の土地利用の推移は次のとおりである。

□地目別土地面積 [単位：アール、各年1月1日現在]

地目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
田	0	0	0	0	0
畑	35,676	35,207	34,744	34,116	33,592
宅地	104,899	105,611	106,146	106,233	106,588
山林	8,102	7,916	7,747	7,692	7,661
池沼・原野	0	0	0	0	0
雑種地	54,249	54,335	54,534	55,035	55,307
その他	24,874	24,731	24,629	24,724	24,652
計	227,800	227,800	227,800	227,800	227,800

資料) 課税課「固定資産概要調書」

(2) 区域区分及び用途地域

本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は60.7%と39.3%である。用途地域別の面積では、住居系が圧倒的に多く全体の84.5%を占め、商業系が3.8%、工業系が11.7%となっている。

□区域区分別面積及び用途地域別面積 [令和7年10月1日現在]

区 分		面積(ha)	構成比(%)
区域別	都市計画区域	2,278	100.0
	市街化区域	1,382	60.7
	市街化調整区域	896	39.3
用途地域別	第一種低層住居専用地域	404.5	29.3
	第二種低層住居専用地域	0.9	0.1
	第一種中高層住居専用地域	275.1	19.9
	第二種中高層住居専用地域	19.0	1.4
	第一種住居地域	416.7	30.1
	第二種住居地域	25.1	1.8
	準住居地域	25.9	1.9
	近隣商業地域	22.5	1.6
	商業地域	30.2	2.2
	準工業地域	50.4	3.6
	工業地域	111.8	8.1
	計	1,382.1	100.0

資料) 都市計画課